

一般社団法人佐渡観光交流機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人佐渡観光交流機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県佐渡市に置く。

2 この法人は、必要に応じて理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、観光関連事業者、地域住民、行政等との連携による佐渡の地域資源を活用した観光振興に関する事業を行い、観光を通して地域と未来の世代が誇りを持つ地域づくりを目指すため、地域間交流、産業経済の持続的な発展と文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光情報の発信、誘客宣伝、案内に関する事業
- (2) 地域産業における観光資源の開発と活用、保全に関する事業
- (3) 観光産業に関する市場調査、統計事業
- (4) 着地型旅行商品の開発と販売に関する事業
- (5) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
- (6) 観光に関連する公共施設の管理運営に関する業務
- (7) 外国人観光客誘客促進に関する事業
- (8) 労働者派遣に関する事業
- (9) GSTC基準及びJSTS-D基準を取り入れたSDGs活動に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する個人又は法人その他の団体
- (2) 支部会員 この法人の両津、相川、中央、南佐渡の各支部の目的に賛同する個人又は法人その他の団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同する正会員及び支部会員以外の個人又は法人その他の団体

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員となろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 事業計画及び予算の承認
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項第7号の規定にかかわらず、予算補正の承認は理事会の決議事項とする。

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 すべての正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権行使)

第18条 正会員は、理事会で定めたときは議決権行使書をもってまたは電磁的方法により議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権に算入する。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、委任状その他の代理権を証する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事のうち 3名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

4 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 専務理事及び常務理事は、理事長、副理事長を補佐し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事長、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 この法人に顧問を置くことができる。

- 1 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 2 顧問は、総会及び理事会に出席して諮問に応じる。
- 3 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門部会

(専門部会)

第35条 この法人の事業の効果的かつ円滑な運営を図るため、理事長が必要と認めるときは、理事会の決議を経て部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員は、理事会の決議を経て理事長が委嘱するものとし、その他専門部会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 前項にかかわらず、事業計画又は収支予算の一部を変更する必要があるときは、理事長は理事会の承認を受けてこれを変更できるものとする。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 収支計算書

(7) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間据え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(剰余金の分配)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(解散及び残余財産の処分)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第11章 支部

(支部)

第43条 この法人は、必要に応じて理事会の決議により、支部を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

- 2 支部には、支部長その他の幹事を置く。
- 3 支部長は、理事長が任免する。
- 4 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第12章 基金

(基金の拠出)

第44条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第45条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議に基づき理事長が別に定める。

(基金の拠出者の権利)

第46条 基金の拠出者は、前条に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手續)

第47条 基金の返還は、総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第48条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、新潟市において発行する新潟日報に掲載する方法による。

第14章 雑則

(規程等の制定)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年5月31日から適用する。

附 則

この規定は、令和3年3月30日から適用する。

附 則

この規定は、令和4年5月31日から適用する。